

株 主 各 位

東京都港区海岸三丁目9番15号
株式会社バイク王&カンパニー
代表取締役社長執行役員 石川 秋彦

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年2月26日(月曜日)午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年2月27日(火曜日)午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番2号
アジュール竹芝 14階「天平の間」
3. 会議の目的事項
報告事項 第20期(平成28年12月1日から平成29年11月30日まで)事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 第20期剰余金処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

◎株主総会当日の開場時刻は午前9時00分を予定しております。当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.8190.co.jp/>)に掲載させていただきます。

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年12月1日から
平成29年11月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、個人消費の持ち直しに加え、企業収益に改善の動きがみられるとともに雇用・所得環境の改善が続く等、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、地政学的リスクの高まり等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社が属するバイク業界におきましては、国内におけるバイクの新車販売台数は約33万台（平成28年実績、出所：一般社団法人日本自動車工業会）と前年を下回って推移いたしました。また、バイク保有台数は1,121万台（平成28年3月末現在、出所：一般社団法人日本自動車工業会）となり、比較的価値の高い原付二種以上は微増、全体は微減する傾向となりました。

このような市場環境のもとで、当社は、ビジョンとして掲げる「バイクライフの生涯パートナー」の実現に向けて、新たなお客様との接点を拡大する「小売販売台数の増加」と小売販売を拡大するために重要な「仕入台数の増加」の二つの方針のもと、あらためて会社を成長軌道に乗せられるよう「小売販売チャンネルの拡充」「仕入業務オペレーションの見直し」「人財採用・育成の強化」に取り組むことといたしました。

上記を踏まえ、当事業年度においては、引き続きエリアマーケティングに注力しマーケットポテンシャルを見極めたうえで、既存の買取店舗ならびにバイク用品店との協業等による小売販売を開始し、小売販売チャンネルの拡充に取り組みました。これにより、小売販売を実施している店舗は、期初から28店舗増加し46店舗（当社店舗数全58店舗）となりました。

また、重点課題として取り組みを強化している「仕入台数の増加」については、下期以降、広告宣伝活動において出張買取サービス訴求強化とマス広告の媒体構成の最適化を図るとともに、継続的な仕入業務オペレーションの見直しを実施いたしました。これらにより、高収益車輦の確保を含め仕入台数は上期と比べて改善が図られました。さらに、人財採用・育成の強化においては、ビジョンの実現に向けた人財育成として小売販売と買取の両業務を遂行するための研修等に注力いたしました。

しかしながら、小売販売チャンネルの拡充における出店計画が未達となったこ

と等により、上期までの営業赤字を払拭するまでには至りませんでした。

また、バイクの駐車環境の整備を目的に駐車場事業を展開してまいりましたが、バイク事業の業績改善に一層注力するため、同事業を譲渡いたしました。

以上の結果、売上高18,252,599千円（前期比7.4%増）、営業損失263,134千円（前期は503,009千円の営業損失）、経常損失92,179千円（前期は394,653千円の経常損失）、当期純利益401,304千円（前期は586,233千円の当期純損失）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

〔バイク事業〕

バイク事業に関しては、上記の取り組みにより、平均売上単価（一台当たりの売上高）ならびに平均粗利額（一台当たりの粗利額）は前期を上回り、販売台数が前期並みとなりました。

以上の結果、セグメント間取引消去前の売上高は17,541,889千円（前期比8.1%増）、経常損失は118,546千円（前期は417,700千円の経常損失）となりました。

〔駐車場事業〕

駐車場事業に関しては、既存事業地における収益力の向上と採算性を重視した事業地開発を推進したことに加え、不採算事業地の閉鎖に取り組みました。

以上の結果、セグメント間取引消去前の売上高は711,519千円（前期比8.4%減）、経常利益は26,366千円（前期比14.4%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資等の総額は261,295千円であり、その主な内訳についてセグメント別に示すと以下のとおりであります。

〔バイク事業〕

車両運搬具	82,078千円
新店舗移転工事及び複合店化工事	53,372千円
基幹システム開発	44,798千円
店舗の移転にともなう敷金及び保証金	25,559千円
谷和原インター店設備工事他	13,892千円
店舗設備修繕他	6,840千円

〔駐車場事業〕

駐車場事業地の新設にともなう構築物等	27,685千円
駐車場事業地の新設にともなう敷金及び保証金	2,417千円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、駐車場事業を会社分割（新設分割）により平成29年11月30日に新設会社「パーク王株式会社」へ承継させたうえで、新設会社の株式を「名鉄協商株式会社」に譲渡いたしました。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第17期 (平成26年11月期)	第18期 (平成27年11月期)	第19期 (平成28年11月期)	第20期 (当事業年度) (平成29年11月期)
売 上 高 (千円)	19,287,186	18,412,913	16,996,356	18,252,599
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (千円)	186,267	234,706	△503,009	△263,134
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	307,469	332,140	△394,653	△92,179
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	143,127	172,435	△586,233	401,304
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	10.38	12.48	△42.43	28.74
総 資 産 (千円)	5,661,529	5,480,426	4,796,125	5,392,188
純 資 産 (千円)	4,138,830	4,173,109	3,522,416	3,867,858
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	299.58	302.06	252.22	276.96

(注) 1. 記載金額は千円未満を切捨て、「1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)」および「1株当たり純資産額」は小数点以下第2位未満をそれぞれ四捨五入して表示しております。

2. 「1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)」は期中平均発行済株式総数に基づき、「1株当たり純資産額」は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は長期的な成長を目指し、確実に経営戦略を遂行していくため、以下の課題について対処してまいります。

① バイク買取とバイク小売の融合について

当社は、ビジョンとして掲げる「バイクライフの生涯パートナー」の実現に向け、平成28年11月期より中期経営計画を策定・推進しております。ここでは、従来のバイク買取専門店としての「バイク王」からバイクに係る面と時間軸の広がりを持ったサービスを総合的に提供するブランドへの進化を掲げ、お客様に「バイクのことならバイク王」と認識され選ばれていることを目指しております。

このため現在までに、お客様との接点を増やすべく小売販売を強化するとともに従来のバイク買取とバイク小売の融合に注力し、組織再編や事業セグメントの統合・整理等を実施してまいりました。

また平成29年11月期は特に「ハード面」としての小売販売チャネルの拡充に注力すべく、エリアマーケティングによって車輛購入ニーズの高い地域を特定し、これらの地域において既存買取店の小売販売展開を進めるとともに、短期間における小売の認知度向上や効率的な集客等を目的としたバイク用品店との協業（バイク用品店の敷地内への出店等）を推進してまいりました。

しかしながら、買取・小売の両業務を遂行するために店舗業務は増加しており、この点における効率化・簡素化や統合に対応するシステムの再構築については十分とは言えない状況です。また、整備体制の強化やお客様サービスの充実等にも課題があるものと考えており、当社はこれら「ソフト面」の充実が今後の課題であると認識しております。

今後は「ハード面」を継続的に推進するとともに「ソフト面」の充実を図り、安定的な車輛の仕入とともに、当社における高品質のサービスをトータルパッケージとしてお客様にご提案、ご提供できる体制を構築してまいります。

② 人財採用・育成の強化、管理体制の充実

当社は、「人財」を最も重要な経営資源と捉えていることから、当社のさらなる企業価値向上のためには人財の確保と育成の強化が重要な課題と認識しております。

このため、採用手法の工夫や多様化による積極的な採用活動を推進するとともに、教育研修体系を再構築し従業員個々の能力開発および管理職のマネジメント能力向上等において、主体性を尊重した人財育成の強化に取り組んでまいります。

さらに、従業員が安心して当社サービスをお客様に提供できるよう、労働

環境の充実や改善、適正な労働時間の管理や時間外労働の抑制等に取り組むとともに、魅力ある職場づくりの一環として評価制度のブラッシュアップや福利厚生制度の充実を図ってまいります。

また、業務フローが正しく維持・運用されるように、管理体制を継続的に見直し、改善を図ってまいります。

③ コーポレートガバナンス体制の充実について

当社は、意思決定の迅速化による経営効率化を進めるとともに業務執行に対する監督機能の強化を図ることが必要であると考えております。このため、平成29年2月24日に監査等委員会設置会社へ移行しており、社外取締役による業務執行の監督機能の充実およびモニタリング機能の強化を進めております。加えて、代表取締役および取締役会の諮問機関として、構成員の過半数を社外取締役とする諮問委員会を設置しており、取締役の選任および報酬等について協議・答申することとし、取締役会は当該答申を最大限配慮することとすることで、経営の公正性・客観性・透明性の向上を図っております。また、代表取締役を最高責任者とする内部統制委員会を設置し、コンプライアンス、リスクマネジメント等の内部統制の整備・運用状況について取締役会で確認し、業務の適正確保ならびに当社の持続的な発展および企業価値の向上に努めております。

今後も、経営の効率化および業務執行に対する監督機能の強化の観点から、継続的に体制の見直しと強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容(平成29年11月30日現在)

事 業 名	事 業 内 容
バ イ ク 事 業	バイク買取・小売販売
駐 車 場 事 業	駐車場用地の開発および駐車場の運営

- (注) 1. 平成28年12月1日付でバイク買取事業とバイク小売事業をバイク事業に統合しております。
2. 駐車場事業は、会社分割（新設分割）により平成29年11月30日に新設会社「パーク王株式会社」へ承継させたうえで、新設会社の株式を「名鉄協商株式会社」に譲渡いたしました。

(6) 主要な事業所(平成29年11月30日現在)

名 称		所 在 地
本 社		東京都港区
インフォメーションセンター		埼玉県さいたま市大宮区
第二インフォメーションセンター		秋田県秋田市
横 浜 物 流 セ ン タ ー		神奈川県横浜市鶴見区
寝 屋 川 物 流 セ ン タ ー		大阪府寝屋川市
神 戸 物 流 セ ン タ ー		兵庫県神戸市中央区
店 舗	北 海 道 ・ 東 北 エ リ ア	宮城県仙台市泉区等 3 店舗
	関 東 エ リ ア	埼玉県さいたま市北区等26店舗
	甲 信 越 ・ 北 陸 エ リ ア	長野県長野市等 4 店舗
	東 海 エ リ ア	愛知県名古屋市港区等 6 店舗
	近 畿 エ リ ア	兵庫県伊丹市等11店舗
	中 国 ・ 四 国 エ リ ア	岡山県岡山市等 4 店舗
	九 州 ・ 沖 縄 エ リ ア	福岡県糟屋郡等 4 店舗

(注) 平成29年12月1日付で2店舗の統廃合を実施しております。

(7) 使用人の状況(平成29年11月30日現在)

当社の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前事業年度末 比増減	平均年齢	平均勤続年数
バイク事業	752名	34名増		
駐車場事業	0名	9名減		
合計または平均	752名	25名増	33.7歳	7.1年

- (注) 1. 正規使用人のみで派遣社員・パートタイマーは含んでおりません。
2. 駐車場事業は、会社分割(新設分割)により平成29年11月30日に新設会社「パーク王株式会社」へ承継させたうえで、新設会社の株式を「名鉄協商株式会社」に譲渡いたしました。

(8) 主要な借入先の状況(平成29年11月30日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	50,000千円
株式会社三井住友銀行	50,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(平成29年11月30日現在)

会社における地位	氏名	担当
代表取締役社長執行役員	石川 秋彦	マーケティング戦略部門・インフォメーションセンター・バイクライブプランニング事業部・駐車場事業部管掌
取締役会長	加藤 義博	内部監査室・教育研修室管掌
取締役常務執行役員	大谷 真樹	商品流通事業部管掌
取締役執行役員	山 縣 俊	コーポレート部門・コミュニケーション部門・業務サポート室管掌
取締役 (常勤監査等委員)	産形 昭夫	
取締役 (監査等委員)	山口 達郎	
取締役 (監査等委員)	齊藤 友嘉	

- (注) 1. 取締役山口達郎氏および齊藤友嘉氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査等委員会の監査の実効性を高め、情報収集その他内部統制部門等との連携強化を目的に、産形昭夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 常勤監査等委員である取締役産形昭夫氏は、大手建設会社経理部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

【ご参考】独立社外取締役の独立性判断基準

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、当社の社外取締役の独立性判断基準を定めております。

詳細は、「バイク王&カンパニー・コーポレートガバナンス基本方針」をご参照ください。

「バイク王&カンパニー・コーポレートガバナンス基本方針」

<http://www.8190.co.jp/ir/strategy/governance.html>

(2) 事業年度中に退任した監査役

諏訪浩氏は、平成29年2月24日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する額を限度額としております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	5名 (1名)	118,056千円 (1,200千円)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (2名)	17,280千円 (7,200千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	4,650千円 (1,950千円)
合 計 (うち社外役員)	11名 (5名)	139,986千円 (10,350千円)

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した社外監査役1名を含んでおります。なお、当社は平成29年2月24日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行(以下、「本件移行」といいます)いたしました。
2. 監査役に対する報酬等の額は本件移行前の期間に係るものであり、取締役(監査等委員)に対する報酬等の額は本件移行後の期間に係るものであります。
3. 支給人員は、延べ人数を記載しておりますが、当事業年度末日における取締役(監査等委員を除く)は4名、取締役(監査等委員)は3名であります。
4. 本件移行前の取締役の報酬限度額は、平成17年11月29日開催の第7回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。また、本件移行後の取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、平成29年2月24日開催の第19回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。
5. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、平成29年2月24日開催の第19回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
6. 監査役の報酬限度額は、平成13年10月20日開催の第3回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。
7. 取締役の報酬決定については、株主総会において決議された総額のうち、経営にかかわる技能・知識・経験等の適性および業績に対する貢献度等を総合的に勘案し、諮問委員会の答申を踏まえ、妥当であると考えられる金額を取締役会にて協議して決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	山口達郎	当事業年度開催の取締役会19回中19回に出席し、報告事項や決議事項について、役員として企業経営に携わった経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 当事業年度開催の監査等委員会11回中11回、監査役会4回中4回に出席し、内部統制等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	齊藤友嘉	当事業年度開催の取締役会19回中19回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 当事業年度開催の監査等委員会11回中11回に出席し、内部統制等について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、会計監査人の解任または不再任が妥当であると監査等委員会が判断した場合には、会計監査人の解任または不再任について、株主総会に議案として提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、監査等委員会は会計監査人を解任いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全の4つの目的を達成するために、「内部統制システムの基本方針」を定め、内部統制システムの整備・運用を推進し、リスクマネジメントを行っております。

また、代表取締役を最高責任者とした内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備・運用を推進しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① バイク王&カンパニーグループ企業行動憲章およびコンプライアンス規程を制定し、当社グループの取締役および従業員は法令・定款および当社グループの規程・規則等ならびに社会規範を遵守して事業活動を行う。また内部統制委員会およびコンプライアンス担当部門により、当社グループのコンプライアンスを推進する。
- ② 取締役は、取締役会の決定に基づき、各取締役の業務分担に応じた業務を執行し、その状況を取締役に報告する。
- ③ 会社情報開示については、内部統制委員会情報開示部会において、情報開示の基本方針、開示手順等を定め、情報の適正性・適時性および公正性を確保する。
- ④ 内部監査部門として内部監査室を設け、業務監査、個人情報監査、内部統制の整備・運用状況の有効性評価等を実施し、コーポレートガバナンスの強化に向けた取り組みを支援する。
- ⑤ コンプライアンスに関する相談窓口として、内部通報制度を設ける。内部通報制度の情報受領者は、社内のホットライン部会、第三者機関である弁護士および通報制度受付窓口の専門会社とし、従業員等からの通報により組織的または個人に関わる法令に違反するおそれのある事由等の未然防止に取り組む。
- ⑥ 監査等委員会は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制整備

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存、管理することとし、定められた保存期限内は閲覧可能な状態を維持することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 損失の危険の管理については、リスク管理規程を定め、内部統制委員会がグループの横断的なリスクマネジメントを行い、発生の未然防止・低減に努める。また取締役または各部署の業務責任者が業務上のリスクマネジメントを行い、発生の未然防止・低減に努める。
- ② 重大なリスクが発生した場合は、緊急対策本部を設置し損害の拡大防止、被害の最小化を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、取締役会規程および取締役会付議事項を定め、取締役会が決定すべき事項を明確にする。
- ② 当社グループの経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に当社取締役執行役員および執行役員によって構成される執行役員会において審議し、その審議を経て取締役会に上程する。
- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定める。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の経営の自主性を尊重しつつ、グループ経営の適正化および効率化に資するため、バイク王&カンパニーグループ企業行動憲章、コンプライアンス規程および内部通報制度を遵守し、当社グループの業務の適正を確保する体制を整備する。
- ② 当社の取締役が子会社の取締役を兼務し、経営のモニタリングを行いガバナンスの強化を図るとともに、子会社管理規程を制定し当社に報告すべき事項を定める。
- ③ 内部監査室は子会社について経営方針、諸規程、業務マニュアル等に準拠した業務が行われているかを監査する。
- ④ 取締役は当社グループにおいて法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、監査等委員会に報告する。また、監査等委員である取締役は当社の監査等委員でない取締役に対し意見を述べるとともに、改善策を求めることができる。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立に関する事項

監査等委員会が職務を補助すべき使用人を求めた場合は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から専属の監査等委員会補助者を任命することとする。監査等委員会補助者の評価は監査等委員会が行い、任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保する。

(7) 監査等委員でない取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役および使用人は、法定の事項に加え、当社およびグループ各社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、不正行為や重要な法令違反ならびに定款違反行為、内部者通報制度による通報状況等、その他重要な事項等を速やかに監査等委員会に報告することとする。また、当社は当該報告をした者に対し不利な取り扱いを行わないこととする。
- ② 監査等委員である取締役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査等委員会は、あらかじめ定められた監査等委員を通じて、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて監査等委員でない取締役または使用人にその説明を求めることができる。
- ③ 監査等委員である取締役は、内部監査室および会計監査人と情報交換に努め、連携して当社およびグループ各社の監査の実効性を確保する。また、監査等委員会は、内部監査室に対して指示を行うことができるものとし、その指示を優先させるものとする。
- ④ 当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用が監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないとは認められる場合を除き、速やかに対応する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムの運用状況については、「内部統制システムの基本方針」に基づき、四半期毎に内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況ならびに必要に応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会で確認することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。またコンプライアンスについては、社員の入社時ならびに職位に応じた研修を適宜実施し、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財産および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は、特に定めておりません。

(注)本事業報告に記載しております数値は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

貸借対照表

(平成29年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,041,548	流 動 負 債	1,200,671
現金及び預金	2,008,510	買掛金	123,898
売掛金	58,718	短期借入金	100,000
商 品	1,791,046	リ ー ス 債 務	17,868
貯 蔵 品	7,635	未 払 金	331,293
前 払 費 用	161,411	未 払 費 用	128,048
未 収 入 金	5,774	未 払 法 人 税 等	149,400
そ の 他	8,521	未 払 消 費 税 等	45,116
貸 倒 引 当 金	△69	前 受 金	236,387
		預 り 金	17,732
		前 受 収 益	798
		賞 与 引 当 金	40,714
固 定 資 産	1,350,639	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	2,999
有 形 固 定 資 産	624,135	商 品 保 証 引 当 金	1,949
建 物	430,000	資 産 除 去 債 務	3,867
構 築 物	30,626	そ の 他	598
車 両 運 搬 具	50,016	固 定 負 債	323,658
工 具、器 具 及 び 備 品	28,997	リ ー ス 債 務	50,364
リ ー ス 資 産	84,495	繰 延 税 金 負 債	23,788
		資 産 除 去 債 務	170,514
		そ の 他	78,990
無 形 固 定 資 産	95,809	負 債 合 計	1,524,330
商 標 権	4,703	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	38,675	株 主 資 本	3,867,858
電 話 加 入 権	7,631	資 本 金	590,254
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	44,798	資 本 剰 余 金	609,877
		資 本 準 備 金	609,877
投 資 其 他 の 資 産	630,694	利 益 剰 余 金	3,023,955
関 係 会 社 株 式	269,250	利 益 準 備 金	13,250
出 資 金	290	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,010,705
従 業 員 長 期 貸 付 金	63	別 途 積 立 金	1,230,000
長 期 前 払 費 用	10,259	繰 越 利 益 剰 余 金	1,780,705
敷 金 及 び 保 証 金	336,042	自 己 株 式	△356,229
そ の 他	14,789	純 資 産 合 計	3,867,858
資 産 合 計	5,392,188	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,392,188

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成28年12月1日から
平成29年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		18,252,599
商品期首たな卸高	1,525,893	
当期商品仕入高	9,102,403	
商品保証引当金繰入額	193	
合 計	10,628,490	
商品期末たな卸高	1,791,046	
商品売上原価	8,837,444	
流通整備原価	1,016,268	
その他の事業原価	613,595	10,467,309
売上総利益		7,785,290
販売費及び一般管理費		8,048,425
営業損失		263,134
営業外収益		
受取利息及び配当金	60,920	
クレジット手数料収入	67,592	
受取賃貸料	8,616	
雑収入	38,466	175,595
営業外費用		
支払利息	2,034	
解約違約金	2,582	
雑損失	23	4,640
経常損失		92,179
特別利益		
固定資産売却益	359	
関係会社株式売却益	633,735	634,095
特別損失		
固定資産除却損失	1,434	
減損損失	19,517	20,952
税引前当期純利益		520,964
法人税、住民税及び事業税		120,633
法人税等調整額		△973
当期純利益		401,304

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年12月1日から
平成29年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益 剰余金	
平成28年12月1日残高	590,254	609,877	609,877	13,250	1,230,000	1,435,264
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△55,862
当期純利益						401,304
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	345,441
平成29年11月30日残高	590,254	609,877	609,877	13,250	1,230,000	1,780,705

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金 合計	自己株式	株主資本 合計	
平成28年12月1日残高	2,678,514	△356,229	3,522,416	3,522,416
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	△55,862		△55,862	△55,862
当期純利益	401,304		401,304	401,304
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				—
事業年度中の変動額合計	345,441	—	345,441	345,441
平成29年11月30日残高	3,023,955	△356,229	3,867,858	3,867,858

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品および貯蔵品については、主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(附属設備)	8～22年
構築物	10～15年
機械及び装置	5年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～18年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

③ 店舗閉鎖損失引当金

将来の閉鎖が見込まれる店舗等について、今後発生する閉鎖に伴う損失に備えるため、合理的に見込まれる発生見込額を計上しております。

④ 商品保証引当金

当社が販売した商品のアフターサービスに対する費用支出に備えるため、過去の実績に基づき発生見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,309,718千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	49千円
関係会社に対する短期金銭債務	880千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	7,915,135千円
販売費及び一般管理費	92,267千円
営業取引以外の取引による取引高	69,417千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用 途	場 所	種 類	減 損 損 失 (千円)
事業用資産	バイク王名古屋店他 (8事業所)	工具器具備品	335
		建 物 他	19,182

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき資産の用途により、事業用資産については主に独立した会計単位である事業所単位で、資産のグルーピングを行っております。

事業用資産は、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている、今後の改善が困難と見込まれる事業所等について、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値を零として測定しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数
普通株式 15,315,600株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 1,350,000株

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年 2月24日 定時株主 総会	普通株式	利益剰余金	27,931	2.00	平成28年 11月30日	平成29年 2月27日

② 中間配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年 7月4日 取締役会	普通株式	利益剰余金	27,931	2.00	平成29年 5月31日	平成29年 8月2日

(4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成30年2月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年 2月27日 定時株主 総会	普通株式	利益剰余金	27,931	2.00	平成29年 11月30日	平成30年 2月28日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

① 流動資産の部

たな卸資産評価損	8,585千円
未払事業税	16,167
未払事業所税	2,908
賞与引当金	12,466
店舗閉鎖損失引当金	918
資産除去債務	1,184
その他	10,102
繰延税金資産（流動）小計	52,334
評価性引当額	△52,334
繰延税金資産（流動）合計	—

② 固定資産の部

減価償却超過額	27,974千円
繰延資産償却超過額	2,388
減損損失	17,860
資産除去債務	52,211
繰越欠損金	43,620
その他	6,016
繰延税金資産（固定）小計	150,072
評価性引当額	△150,072
繰延税金資産（固定）合計	—
繰延税金資産合計	—

(繰延税金負債)

固定負債の部	
有形固定資産	△23,788千円
繰延税金負債（固定）合計	△23,788
繰延税金負債の純額	△23,788

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった
 主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
(調整)	
住民税均等割	10.5%
交際費等永久に損金に算入されない項目	△0.9%
評価性引当額の減少	△16.6%
税効果会計適用税率差異	△0.1%
その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>23.0%</u>

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース

(借主側)

未経過リース料

1 年 内	97,265千円
1 年 超	250,015千円
合 計	<u>347,280千円</u>

(貸主側)

未経過リース料

1 年 内	8,616千円
1 年 超	28,720千円
合 計	<u>37,336千円</u>

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入により調達する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金および未収入金は、主にオークション売上および国内の取引先にかかるものであり、顧客の信用リスクに晒されております。

関係会社株式は、業務上の関係を有する非上場企業の株式であり、企業価値の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社や店舗の賃貸借契約にともなうものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

出資金は、出資先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用および預り金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引にかかる資金調達であります。

法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

ファイナンス・リース取引にかかるリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスクの管理

当社は、「与信管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を一定期間ごとに把握し、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図る体制を構築しております。

(ロ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新し担当取締役へ報告することで、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年11月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,008,510	2,008,510	—
(2) 売掛金	58,718		
貸倒引当金(*)	△7		
	58,711	58,711	—
(3) 未収入金	5,774		
貸倒引当金(*)	△62		
	5,711	5,711	—
(4) 敷金及び保証金	336,042	333,663	△2,378
資産計	2,408,975	2,406,596	△2,378
(1) 買掛金	123,898	123,898	—
(2) 短期借入金	100,000	100,000	—
(3) リース債務	68,232	67,898	△334
(4) 未払金	331,293	331,293	—
(5) 未払費用	128,048	128,048	—
(6) 未払法人税等	149,400	149,400	—
(7) 預り金	17,732	17,732	—
負債計	918,605	918,271	△334

(*) 売掛金および未収入金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、および(3) 未収入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

これらは、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、および(7) 預り金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務

これらは、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 (非上場株式)	269,250
出資金	290

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,008,510	—	—	—
売掛金	58,718	—	—	—
未収入金	5,774	—	—	—
敷金及び保証金	36,249	85,924	83,163	130,704
合計	2,109,252	85,924	83,163	130,704

4. リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	17,868	16,979	16,012	13,935	3,163	274
合計	17,868	16,979	16,012	13,935	3,163	274

8. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	268,800千円
持分法を適用した場合の投資の金額	277,647千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	94,410千円

9. 企業連結等関係に関する注記

当社は、平成29年10月3日開催の取締役会において、当社が保有する駐車場運営に関する駐車場事業を会社分割（新設分割）により新設会社に承継させたうえで、新設会社の株式を名鉄協商株式会社に譲渡することを決議し、平成29年11月30日付で、新設会社パーク王株式会社を設立し、当社が保有するすべての株式を譲渡いたしました。

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：駐車場事業

事業の内容：二輪車を含む駐車場の運営

(2) 企業結合日

平成29年11月30日

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社、新設会社を承継会社とする新設分割であります。なお、本会社分割は、会社法第805条に規定する簡易分割であるため、株主総会の承認を得ることなく行っております。

(4) 結合後企業の名称

パーク王株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

本会社分割は、事業分離を目的として実施したものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

事業分離

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

名鉄協商株式会社

(2) 分離した事業の内容

駐車場事業

(3) 事業分離を行った主な理由

当社は、平成18年3月よりバイクの社会的インフラ整備を目的に本事業を展開してまいりましたが、このたびバイク事業の業績改善に一層注力するため、事業の選択と集中に取り組むことにともない、本事業を譲渡することといたしました。

名鉄協商株式会社は本事業の拡大を図っており、当社といたしましては、同社に譲渡することが最適と判断いたしました。

(4) 事業分離日

平成29年11月30日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

633,735千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	78,612千円
固定資産	96,663千円
資産合計	<u>175,276千円</u>
流動負債	27,448千円
固定負債	46,915千円
負債合計	<u>74,364千円</u>

(3) 会計処理

譲渡した関係会社株式の帳簿価額と売却価額との差額を「関係会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

駐車場事業

4. 当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業にかかる損益の概算額

売上高	711,519千円
経常利益	26,366千円

10. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当社は、バイク事業における店舗等並びに駐車場事業における事業地について不動産賃借契約を締結しており、当該不動産賃借契約における賃借期間終了時の原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

バイク事業における店舗等並びに駐車場事業における事業地については、使用見込期間を10年から22年、割引率は0.01%から1.93%を採用しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	206,302千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	15,954千円
時の経過による調整額	2,323千円
資産除去債務の履行による減少額	△19,839千円
事業分離に伴う減少額	△30,358千円
当事業年度末残高	174,382千円

(2) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの
該当事項はありません。

11. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科 目	期末残高
関連会社	㈱ジャパンバイク オークション	所有 直接30.0%	オークション 取引	オークション の売上(注1)	7,915,135	売 掛 金	—
				配当金の受取	60,013	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. オークション売上については、㈱ジャパンバイクオークションのオークション規約により、一般会員と同様の取引条件によっております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

276円96銭

1株当たり当期純利益

28円74銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年1月15日

株式会社 バイク王&カンパニー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 大 高 俊 幸 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 陸 田 雅 彦 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バイク王&カンパニーの平成28年12月1日から平成29年11月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年12月1日から平成29年11月30日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年1月22日

株式会社バイク王&カンパニー
監 査 等 委 員 会

常勤監査等委員 産 形 昭 夫 ⑩

監 査 等 委 員 山 口 達 郎 ⑩

監 査 等 委 員 齊 藤 友 嘉 ⑩

(注) 監査等委員山口達郎及び齊藤友嘉は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 第20期剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、財務体質の強化、継続的な企業価値の向上に努め、将来の事業展開等を勘案のうえ、内部留保および利益配分を決定しております。

内部留保につきましては、従来より進めてまいりました借入金等に大きく依存しない財務基盤を前提に、業務の一層の効率化・売上の増加を図るための新規出店、システム整備および将来の事業強化につながる戦略的投資等、将来の経営効率を高めるための事業基盤強化の原資に充当してまいります。

配当につきましては、安定的な配当を行うことを念頭に置きつつ、業績等を勘案したうえで配当金額を決定してまいります。

第20期の期末配当につきましては、かかる方針をふまえ、当期の業績その他諸般の事情を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する期末財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金2円 総額 27,931,200円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年2月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名全員は任期満了により退任となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	いし かわ あき ひこ 石川 秋彦 (昭和39年9月23日)	昭和62年2月 ㈱ナショナルオート入社 平成6年9月 メジャーオート(有)設立 代表取締役社長 平成10年9月 当社設立 取締役会長 平成18年3月 ㈱パーク王取締役 平成20年9月 SIAM IK CO., LTD. 設立 取締役社長 平成23年2月 当社代表取締役会長 平成23年3月 当社内部監査室・業務サポート室・教育研修室管掌 平成25年12月 当社マーケティング戦略部門・インフォメーションセンター・第一/第二買取事業部・商品流通事業部管掌 平成26年2月 当社代表取締役社長 平成26年12月 当社マーケティング戦略部門・インフォメーションセンター・バイクライフプランニング事業部・駐車場事業部管掌 平成27年2月 当社代表取締役社長執行役員（現任） 平成29年12月 当社バイクライフプランニング事業部管掌（現任）	3,922,900株
<p><取締役候補者とした理由について> 石川秋彦氏は、加藤義博氏と平成10年に当社を設立以来、長年に亘る豊富な経営経験と経営全般に関する知見を有していることから、経営の推進に適任であると判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	かとうよしひろ 加藤義博 (昭和46年1月31日)	平成3年3月 ㈱ナショナルオート入社 平成9年11月 (有)ケイ設立 代表取締役社長 平成10年9月 当社設立 代表取締役社長 平成15年12月 (有)ケイ 取締役 平成19年6月 ㈱アイケイモーターサイクル代表取締役社長 平成23年3月 当社企画本部管掌 平成25年12月 当社内部監査室管掌(現任) 平成26年2月 当社取締役会長(現任) 平成29年3月 当社教育研修室管掌(現任)	3,059,000株
<p><取締役候補者とした理由について> 加藤義博氏は、石川秋彦氏と平成10年に当社を設立以来、代表取締役社長および取締役会長を歴任し、長年に亘る豊富な経営経験と経営全般に関する知見を有していることから、経営の推進に欠かせないと判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			
3	おおたにまき 大谷真樹 (昭和46年1月22日)	平成9年11月 (有)オーケイ 取締役 平成12年11月 当社入社 平成13年1月 当社取締役営業本部長 平成19年2月 ㈱アイケイモーターサイクル 取締役 平成19年5月 ㈱パーク王 取締役 平成19年11月 当社取締役副社長 営業本部管掌 平成20年6月 当社ダイレクトショップ本部長 平成21年12月 当社教育研修室管掌 平成23年9月 ㈱パーク王代表取締役 平成24年3月 当社駐車場事業部管掌 平成25年12月 当社小売事業部管掌 平成26年2月 当社常務取締役 平成26年12月 当社商品流通事業部管掌(現任) 平成27年2月 当社取締役常務執行役員(現任) 平成29年12月 当社コンタクトセンター管掌(現任)	100株
<p><取締役候補者とした理由について> 大谷真樹氏は、長年に亘り営業部門を牽引し、経営的視点を十分に持ち合わせており、経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	こみや けんいち 小宮 謙一 (昭和43年9月14日) [新任]	平成4年4月 ㈱リクルート入社 平成11年8月 ソフトバンク㈱入社 平成13年4月 イー・ショッピング・カーグッズ㈱ 代表取締役社長 平成14年6月 ソフトバンク・ヒューマンキャピタル㈱ 取締役営業本部長 平成18年9月 ㈱クレディコム設立 代表取締役社長	—
<p><取締役候補者とした理由について> 小宮謙一氏は、他企業において長年に亘り代表取締役社長を務め、経営者としての豊富な経験および見識を有していることから、当社における重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、新たに取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役の指名については、経営にかかわる技能・知識に加え、人格等の適性を総合的に勘案し、公正かつ透明性の高い取締役候補者の指名となるよう諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会にて協議して候補者を決定しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
もりや たつ お 守屋 達雄 (昭和27年1月17日)	平成18年6月 ㈱銚子丸 社外監査役(現任)	—
	平成18年9月 社会保険労務士法人プロジェクト設立 代表社員(現任)	
	平成19年6月 ㈱ラムラ 社外取締役(現任)	
＜補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由について＞ 守屋達雄氏は、他企業において、取締役および監査役としての経験を有していることから、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 守屋達雄氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 本議案が承認され、守屋達雄氏が社外取締役に就任された場合には、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
4. 本議案が承認され、守屋達雄氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、監査等委員である取締役として、当社と守屋達雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。

以上

